

政令第228号

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第140号）附則第1条の規定に基づき、この政令を制定する。

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成15年6月1日とする。